

○社会労働委員会

内閣提出法律案(一二二件)

番号	件名	院議先	月 提出	付委員会	参議院	付委員会	衆議院	付委員会	衆議院	備考
46	45	41	33	27	26	9				
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	児童扶養手当法等の一部を改正する法律案	医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案	年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案	地域雇用開発等促進法案				
"	"	"	"	"	"	衆	院議先			
二七	二七	二六	二三	二二	二一	二四	月 提出			
(予)二七	(予)二七	(予)二六	(予)二三	(予)二二	(予)二一	六二 三三	付委員会			
可 決五天	可 決五天	可 決五三	可 決五三		可 決五三	六二 三七	議委員 決会			
可 決五七	可 決五七	可 決五五	可 決五五		可 決五三	六二 三七	議本 会議			
二七	二七	二六	二三	二二	二一	二三	付委員会			
修 正五	修 正五	可 決五	修 正四	未	可 決五	六二 三五	議委員 決会			
修 正〇	修 正〇	可 決五	修 正五	了	可 決五	六二 三五	議本 会議			

本院議員提出法律案（二二件）

番号	件名	議院	議院	議院	議院	議院	議院	議院	議院	議院	議院
95	92	91	68	47	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	付委員会	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
社会福祉士及び介護福祉士法案	義肢装具士法案	臨床工学技士法案	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案	外 國 医 師 法 第 十 七 条 及 び 歯 科 医 師 法 第 十 七 条 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 案	外 國 医 師 法 第 十 七 条 及 び 歯 科 医 師 法 第 十 七 条 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 案	付委員会	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
参	〃	衆	参	衆	衆議院	付委員会	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
四二八	四二三	四二二	三一九	三一七	月提出	付委員会	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
四二六	(予)四三	(予)四三	三一九	三一七	付委員会	議委員会	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
可 五 決 八	可 五 決 六	可 五 決 六	可 五 決 八	可 五 決 六	議委員会	議本會	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
可 五 決 一〇	可 五 決 七	可 五 決 七	可 五 決 一〇	可 五 決 七	議本會	議院	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
(予)四二六	四二三	四二二	三一九	三一七	付委員会	衆議院	参議院	衆議院	衆議院	参議院	衆議院
可 五 決 二	可 五 決 五	可 五 決 五	可 五 決 二	可 五 決 二	議委員会	議正	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
可 五 決 三	可 五 決 〇	可 五 決 〇	可 五 決 三	可 五 決 三	議本會	議正	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参考
15	14	10	9	8	7
勤労者財産形成促進法の一部を改 正する法律案	原子爆弾被爆者等援護法案	短期労働者及び短時間労働者の保 護に関する法律案	雇用保険法に基づく失業給付等に ついての臨時特例に関する法律案	雇用保険法の一部を改正する法律 案	雇用対策法の一部を改正する法律 案
社会労働委員長 (五、五)	外田口健二君 (五、三)名	永井孝信君 (三、〇)名	中沢健次君 (三、〇)名	池端清一君 (三、〇)名	村山富市君 (六、三)名
五、五	五、五	四、二	四、二	四、二	六、四、二
六、五、五					
(予)五、五	(予)五、五	(予)四、二	(予)四、二	(予)四、二	(予)六、四、二
可(六、五、三) 決					
可(六、五、三) 決					
	五、五	四、二 繼 統 審 查	四、二 繼 統 審 查	四、二 繼 統 審 查	六、四、二 繼 統 審 查
可(六、五、五) 決					
	(委員会許可) 撤回	六、五、五			

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	付委員会	参議院	衆議院	備考
2	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件	衆	六二、五三	六二、五三 (予)	六二、五三 承認	六二、五三 議員会議決	
		六二、五三	六二、五三	六二、五三 承認	六二、五三 議員会議決	六二、五三 議員会議決	
		六二、五三	六二、五三	六二、五三 承認	六二、五三 議員会議決	六二、五三 議員会議決	

地域雇用開発等促進法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、最近における地域別の雇用失業情勢にかん

がみ、地域雇用開発のための措置または失業の予防・再就職促進等のための特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

いる地域を、「緊急雇用安定地域」は、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、雇用状況が急速に悪化している地域を、それぞれ指定すること。

二、労働大臣は地域雇用開発指針を策定するものとし、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することができるること。

一、この法律で対象とする地域は三つの地域とし、「雇用開発促進地域」は、求職者が多数居住し、相当程度に雇用機会が不足している地域を、「特定雇用開発促進地域」は、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、雇用状況が著しく悪化して実施すること。

四、特定雇用開発促進地域について、三の施策のほか、事業所を設置または整備し離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金貸し付け、失業の予防等のための助成・援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練に係る特別の措置、雇用保険等の失業給付の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずること。

五、緊急雇用安定地域について、失業の予防等のための助成・援助、雇用保険等の失業給付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介の積極的実施等の施策を実施すること。

六、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、地域雇用開発のための措置、失業の予防、再就職促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、まず第一に、求職者が多数居住し、かつ求職者の数に比し雇用機会が相当程度に不足している地域を雇用開発促進地域として指定し、この地域については、事業所を設置し、または整備して求職者を雇い入れる事業主に対し助成及び援助等の施策を実施すること。

第二に、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化している地域を特定雇用開発促進地域として指定し、この地域については、雇用開発促進地域に係る施策のほか、事業所を設置し、または整備して離職者を雇い入れる事業主に対し特別の措置等を講ずること。

第三に、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化している地域を緊急雇用安定地域として指定し、この地域については、失業の予防等のための助成及び援助等の施策を実施すること。

第四に、労働大臣は地域雇用開発指針を策定するものとし、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することができるなど等であります。

委員会におきましては、内需拡大等経済政策の問題、今

後の雇用失業情勢とこれに対応する対策、いわゆる三十万人雇用開発プログラムの問題、地域指定の機動的弾力的運用、非指定地域における企業の問題、造船業における雇用対策、障害者の雇用対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者に対する職業リハビリテーションの総合的・効果的な推進、精神薄弱者に対する身体障害者雇用調整金制度の適用の特例等の措置を講

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「身体障害者雇用促進法」から「障害者の雇用の促進等に関する法律」へと改めるとともに、基本的理念に関する規定を整備すること。

二、雇用率制度等を除き身体障害者雇用促進法上の施策の対象をすべての障害者に拡大するとともに、企業に在職中に障害者となつた労働者の雇用継続のための助成、雇用されている障害者及び事業主に対する助言・指導等の措置を講ずること。

三、雇用義務等に関する規定の適用に当たつては、精神薄弱者である労働者を雇用しているときにはその数に相当する身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなし、納付金制度上も、精神薄弱者である労働者を身体障害者である労働者とみなして、身体障害者雇用調整金・報奨金を支給すること。

四、職業リハビリテーションについて、その原則等を法律上規定するとともに、これまで雇用促進事業団、身体障害者雇用促進協会等多岐の団体において設置または運営されてきた職業リハビリテーションに関係する施設を障害者職業センターとして法律上位置づけ、この設置運営の

業務を日本障害者雇用促進協会において一元的に実施することとする」と。

五、この法律は、企業に在職中に障害者となつた者の雇用継続のための助成に係る部分については昭和六十二年七月一日から、他の部分については昭和六十三年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、「第一に、法律の題名を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改めること。第二に、雇用率制度等を除き法律の対象をすべての障害者に拡大すること。第三に、雇用されている精神薄弱者につき、雇用率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこと。第四に、障害者に対する職業リハビリテーションの総合的・効果的な推進のための措置を講ずること等」であります。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、

公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求める件は、横浜南公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所七カ所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるものであります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、勤労者財産形成持家個人融資の貸し付け限度額を引き上げること、勤労者財産形成持家融資に係る貯蓄期間の要件を緩和すること等であります。

委員会におきましては、以上三件を一括議題として審議を進め、法定雇用率の達成状況、精神薄弱者に関する雇用義務、精神障害者の雇用対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求める件について諮りましたところ、日本共産党より本件を承認することに反対する旨の意見が述べられました。討論

を終わり、採決の結果、本件は多數をもつて承認すべきものと決しました。

次いで、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。なお、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。以上、御報告申し上げます。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するため、年金福祉事業団が長期借入金等による資金の運用等を行うことができることとするとともに、これにより生じた積立金を国庫に納付することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金福祉事業団の業務の特例

1 年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、長

期借入金の借り入れ等の方法で政府から調達した資金の運用を行い、これによる積立金の管理を行うことをその業務とすること。

2 1の資金の運用は、国債等の有価証券の取得、金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）、生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払い事由とするものに限る。）の保険料の払い込み等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないこと。

3 事業団は、1の業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。

二、国庫納付金の納付

事業団は、毎事業年度、積立金のうち一定の割合の金額を、厚生保険特別会計年金勘定または国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならないこと。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。ただし、事業団の昭和六十六事業年度までの各事業年度においては、二は適用しないこと。

委員長報告

ただいま議題となりました一法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案の主な内容は、年金福祉事業団が、新たに長期借入金等による資金の運用等を行い、これにより生じた積立金を国庫に納付することとするものであります。

また、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案の主な内容は、基金の名称を医薬品副作用被害救済・研究振興基金と改め、基金は、従来からの業務に加え、民間において行われる医薬品技術等に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行うこととするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、年金積立金の自主運用の拡大、資金運用への被保険者の意見の反映、研究振興基金業務の運営、血液製剤によるエイズウイルス感染者の救済等の諸問題について質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より両案に対し、反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等の生産等に関する技術の開発を振興するため、民間において行われる当該技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資等を行う制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名、名称の改正

法律の題名を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金

法」に改めること。

医薬品副作用被害救済基金の名称を医薬品副作用被害救済・研究振興基金（以下「基金」という。）に改める

こと。

一、目的の追加

従来の副作用被害の迅速な救済という目的に、新たに医薬品技術等に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、民間の行う国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等に関する技術の開発を振興し、もつて国民保健の向上に資するという目的を追加すること。

二、資本金等

基金は研究振興業務を行うための資本金を有することとし、そのための資金として政府及び民間から出資を受け入れること。また、基金は、従来からの医薬品副作用被害の救済業務と研究振興業務との経理を区分し、別個の勘定を設けること。

四、業務

基金は、二の目的を達成するため、民間において行われる医薬品技術に関する試験研究について、必要な資金の出資及び貸し付けをはじめその促進のために必要な業

務を行うこと。

五、施行期日

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行すること。ただし、医薬品副作用被害救済基金の定款の変更及び出資の募集等に関する規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一〇一ページ参照

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ等を行うとともに、特例として拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドを実施するものであり、その内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万三千七百円から三万三千九百円に、児童二人の場合月額三万八千七百円から三万八千九百円にそれぞれ引き上げること。

一、特別児童扶養手当等に関する事項

1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万

七千二百円から二万七千四百円に、重度障害児一人につき月額四万八百円から四万千百円に、それぞれ引き上げること。

2 障害児福祉手当及び経過的福祉手当の額を月額一万

千五百五十円から一万千六百五十円に引き上げること。

3 特別障害者手当の額を月額二万八百円から二万九百円に引き上げること。

三、拠出制国民年金及び厚生年金保険に関する事項

1 物価スライドの特例措置

拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十二年度において、特例として昭和六十一年の消費者

物価上昇率に応じた年金額の改定措置を講ずること。

2 支払い期月の変更

旧国民年金法による老齢年金について、二月、四月、六月、八月、十月及び十一月の年六回支払いに支払い期月を変更すること。

四、老齢福祉年金に関する事項

老齢福祉年金の額を月額二万七千二百円から二万七千

四百円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、額の引き上げ及び物価スライドの特例措置に関する規定については、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。ただし、旧国民年金法による老齢年金に係る支払い期月の変更については、昭和六十三年一月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案外二件について申し上げます。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額を引き上げるとともに、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置を行うものであります。次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の

一部を改正する法律案の内容は、医療特別手当、その他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、原爆被爆者実態調査の施策への反映、年金支給開始年齢の引き上げ、国民年金保険料免除制度の運用、中国残留孤児帰国者の受け入れ・定着対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して内藤委員より修正案が提出されました。

討論はなく、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について順次採決の結果、両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修

正案は賛成少数で否決され、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、臨床工学技士法案外一件について申し上げます。臨床工学技士法案並びに義肢装具士法案の内容は、それぞれ、新たに、臨床工学技士、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、養成体制の整備、医療関係者の連携等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病的状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷または疾病的状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額一万八百円から十一万一千六百円に引き上げること。

二、特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病的状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万八百円から四万三千百円に引き上げること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ
原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千百円から三万八千四百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千二百円から二万七千四百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千二百円から二万七千四百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げること。

委員長報告

一〇三ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百四十六万五千円を昭和六十二年四月分から四百五十五万四千円に増額することとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十一年

千円を昭和六十二年四月分から百五十三万九千円に、昭和六十二年八月分から百五十四万三千四百円にする

とともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇三ページ参照

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国医師または外国歯科医師が、その目的を十分に達成することができるよう、医師法及び歯科医師法の特例等を設け、医師または歯科医師による実地

の指導監督の下に医業または歯科医業を行うことができる
こととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、臨床修練の許可

- 1 外国医師または外国歯科医師は、医師法第十七条または歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生大臣の許可を受けて、臨床修練（外国医師または外国歯科医師が厚生大臣の指定する病院において臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医の実地の指導監督の下に医業または歯科医業（政令で定めるものを除く。）を行ふことをいう。）を行うことができるものとすること。
- 2 厚生大臣は、1の許可を受けようとする者が医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国していること、外国において医師または歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験を有することと等一定の基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならないものとすること。
- 3 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超えない範囲内において、厚生大臣が定める期間とすること。

は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有する」と等一定の基準に適合すると認める者を臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医として認定するものとすること。

2 臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医は、臨床修練を実地に指導監督するものとし、指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるよう努めなければならぬものとすること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案の主な内容は、医師法及び歯科医師法の特例等を設け、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国

に入国した外国医師または外国歯科医師が、医師または歯科医師による実地の指導監督の下に医業または歯科医業を行なうことができるることとするものであります。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案の主な内容は、専

門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談援助を行うことを業とする社会福祉士及び専門的知識・

技術をもつて寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする介護福祉士の資格制度を定めるものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議

を進め、福祉サービスにおける公的責任、介護と看護との関係、社会福祉といわゆる医療福祉士の業務分野、社会福祉事業法の抜本的見直し、精神衛生鑑定医と外国人医師等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案について諮りました。

たところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

臨床工学技士法案（閣法第九一号）

要旨

本法律案は、臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務等

1　臨床工学技士とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続または身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいうものとすること。

2　臨床工学技士は、診療の補助として生命維持管理装

開内において政令で定める日から施行すること。

置の操作を行うことを業とすることができるものとすること。

委員長報告

一〇三一ページ参照

3 臨床工学技士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとすること。

4 臨床工学技士でないものは、臨床工学技士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとすること。

二、免許及び臨床工学技士国家試験

1 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士國家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないものとすること。

2 試験の受験資格は、高等学校卒業後、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの等とすること。

3 厚生大臣は、その指定する者に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとすること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範

義肢装具士法案（閣法第九二号）

要旨

本法律案は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務等

1 義肢装具士とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び器具の装着部位の採型並びに義肢及び器具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいうものとすること。

2 義肢装具士は、診療の補助として義肢装具の製作適合等を行うことを業とすることができるものとすること。

と。

3 義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師

その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとすること。

4 義肢装具士でない者は、義肢装具またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとすること。

二、免許及び義肢装具士国家試験

1 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないものとすること。

2 試験の受験資格は、高等学校卒業後、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの等とすること。

3 厚生大臣は、その指定する者に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとすること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇三二ページ参照

社会福祉士及び介護福祉士法案（閣法第九五号）

要旨

本法律案は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会福祉士

1 業務

社会福祉士とは、専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うことを業とする者をいうこと。

2 資格要件

大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格したものは、登録を受けて社会福祉士となることができること。

二、介護福祉士

1 業務

介護福祉士とは、専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする者をいうこと。

2 資格要件

次のいずれかの者は登録を受けて介護福祉士となることができるのこと。

(1) 高校卒業以上の者で、厚生大臣の指定する養成施設（二年）を卒業したもの等

(2) 介護等の業務に三年以上従事した者等で介護福祉士試験に合格したもの

(3) 介護等に係る一定の技能検定の合格者

三、社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録

社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録は、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

四、社会福祉士及び介護福祉士の名称の使用制限及び義務

社会福祉士、介護福祉士につき、名称使用制限の規定のほか、信用失墜行為の禁止及び守秘義務に関する規定を設けること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇七ページ参照

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（衆第一五号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労者の持家の取得の一層の促進等を図るため、勤労者財産形成持家融資制度を拡充する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、勤労者財産形成持家個人融資の貸し付け限度額を、現行の勤労者財産形成貯蓄等の五倍に相当する額から、十倍に相当する額の範囲内の一定の額に引き上げることとする。

二、勤労者財産形成持家融資に係る貯蓄期間の要件を、現行の三年以上から、一年以上に改めること。

三、勤労者財産形成持家融資に係る住宅の分譲及び住宅資金の貸し付けを受けることができる勤労者に、福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（一定のものに限る。）に雇用される勤労者を加えること。

四、沖縄振興開発金融公庫から、金融機関等から勤労者財産形成持家融資に必要な資金を調達することが困難である旨の申し出があつた場合には、雇用促進事業団は、当分の間、当該資金を沖縄振興開発金融公庫に貸し付ける業務を行うことができるものとすること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

九九ページ参照

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一

部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十二年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、横浜南公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所七ヵ所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

九九ページ参照